

## 茨木市保育士・保育所支援センター事業実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）第29条及び保育人材等就職支援事業実施要綱（平成29年4月17日雇児発0417第2号）に基づき、保育人材を確保するため、保育士資格を有する又は取得する見込みの者であって、保育士として就業していない者（以下「潜在保育士」という。）の就職促進や保育所、認定子ども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（以下「保育所等」という。）における潜在保育士活用支援等を行う茨木市保育士・保育所支援センター（以下「センター」という。）事業の実施について、必要な事項を定める。

### (名称及び位置)

第2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 茨木市保育士・保育所支援センター

位置 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所南館3階  
こども育成部保育幼稚園総務課内

### (事業内容)

第3 センターは、保育士等就職支援コーディネーターを配置し、職業安定法上の無料職業紹介事業を行うものとする。なお、保育士等就職支援コーディネーターは次に掲げる業務を行う。

- (1) 市内の保育所等に関する募集採用状況の把握
- (2) 市内の保育所等に就職を希望する求職者（以下「求職者」という。）へ就職先の紹介
- (3) 求職者と市内の保育所等との折衝又は調整
- (4) 市内の保育所等に対する潜在保育士の活用に関する助言
- (5) 市内の保育所等に勤務する保育士、保育士資格の取得希望者及び潜在保育士からの相談対応
- (6) 市内の保育所等に勤務する保育士の就業継続や離職後の再就職のための支援
- (7) 公共職業安定所他、関係機関との連携による潜在保育士の就職促進
- (8) センター事業を実施するために必要な業務

2 センターが事業対象とする職種は原則保育士とし、雇用形態は問わないものとする。ただし、市内の保育所等の求人需要に応じ、幼稚園教諭、給食調理員、栄養士及び看護師についても対象とする。

(求人者の申込方法等)

第4 本事業を活用して保育士等の求人者を希望する市内の保育所等の設置者(以下「求人者」という。)は、求人票兼労働条件明示書(様式第1号)を作成のうえ、随時、センターへ申し込むものとする。

2 センターは、前項の申込みの内容が法令等に違反する場合、又は賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合には、その申込みを受理しない。

(求職登録の申込方法)

第5 求職者は、求職者登録申込書(様式第2号)を作成のうえ、センターがあらかじめ定めた相談日に直接来所し申込みや相談を面談により行うことを原則とする。

(紹介方法等)

第6 センターは、保育所等の労働条件と求職者の希望条件が可能な限り折り合いがつくよう、求職者、求人者双方と必要な折衝又は調整を行う。なお、第一義的には私立の保育所等の求人内容を求職者に紹介することとし、それによる調整が難航する場合に市立の保育所等の求人内容を紹介する手順とする。

2 センターは、職業紹介を行うにあたり、職業安定法第5条の3の規定により求職者に対し、従事する予定の業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ様式第1号等により明示する。

3 センターは、紹介を決定した際は、求人者と求職者との面接日等を調整のうえ、求職者に様式第1号及び第2号の写し並びに紹介状(様式第3号)を発行する。なお、センターは労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業や作業所閉鎖が行われている保育所等へは求職者の紹介を行わない。

4 前項による紹介状を受け取った求職者は、求人者との面接時に紹介状を提出する。

5 紹介の結果については、求人者及び求職者双方からセンターへ報告を義務付けるものとする。なお、求人者からの報告については選考結果通知(様式第4号)を使用するものとする。

(登録情報の管理等)

第7 第4から第6によりセンターが得る登録情報等の管理については、求人管理簿(様式第5号)及び求職管理簿(様式第6号)によって行う。

2 求人者又は求職者が、次のいずれかに該当する場合は、前項の管理簿について登録情報の更新作業を随時行い、以後、紹介を行わないものとする。

(1) 本事業による採用が決定したとき

- (2) 様式第1号又は第2号に記載する有効期限が過ぎたとき
- (3) 求人者又は求職者から、申込みに係る取消しの届け出があったとき
- (4) 登録後、半年以上求人者又は求職者と連絡が取れないとき
- (5) その他、不適格と認められる事実を確認したとき
- (6) センター事業を終了するとき

3 求人者は本事業以外の手法により採用決定を行い、あらかじめ申し出た採用予定人員に変更が生じた場合、速やかにセンターへ求人申込みの変更又は取消を届け出なければならない。

(相談対応)

第8 センターは、第3第1項第5号から第7号までの規定に基づく相談対応についても、求職者の申込みと同様に、あらかじめ定めた相談日に該当者が直接来所のうえ、面談により行うことを原則とし、相談内容については相談記録票（様式第7号）に記録して管理するものとする。

2 前項の相談内容が、労働関係法令等に抵触し、保育所等側への指導等が必要と見込まれる場合には、速やかに庁内関係課及び関係機関へ引き継ぎ等の対応を行う。

(その他)

第9 本事業は、求人及び求職登録の申込みにより、紹介・就労を約束するものではない。

2 センターは、本事業に係る求職者又は保育所等からの苦情等に対し、迅速かつ適切に対応するものとする。ただし、紹介後の保育所等の労働条件などについて、当事者間で問題が生じた場合、センターはその責任を負わない。

(委任)

第10 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

求人票兼労働条件明示書 ( <input type="checkbox"/> 正規職員 ・ <input type="checkbox"/> 非正規職員 ) ( )
---

※茨木市記入欄↓

受付日	年	月	日
求人受付番号	【	】	号

記入日 年 月 日

施設(事業所)名			
所在地	茨木市		
施設(事業所)の概要	児童定員数	人	
	開所時間 (延長含む)	月曜～金曜 : ~ :	土曜 : ~ : その他
	特色		
	福利厚生		
	電話番号		FAX
担当の役職・氏名			
採用する人数	人		
従事する仕事内容			
就職場所 (最寄りの公共交通機関)			
応募に必要なとされる事項	資格・免許等 保育士資格 ・		
雇用期間	<input type="checkbox"/> 定めなし	<input type="checkbox"/> 定めあり	年 月 日 ~ 年 月 日
	契約更新の可能性の有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 条件あり ( )		
就労時間 (休憩時間)	時 分から 時 分まで (うち休憩時間 分間) 変則勤務 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し		
所定時間外労働の有無	<input type="checkbox"/> 有り (月/ 時間)		<input type="checkbox"/> 無し
休日に関する事項	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 その他( )		
賃金	基本賃金		<input type="checkbox"/> 月給 ( 円) <input type="checkbox"/> 日給 ( 円)
			<input type="checkbox"/> 時給 ( 円) <input type="checkbox"/> その他 ( 円)
	諸手当		<input type="checkbox"/> ( 手当 円) <input type="checkbox"/> ( 手当 円)
			<input type="checkbox"/> ( 手当 円) <input type="checkbox"/> ( 手当 円) ※(通勤手当 円) ※昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
賃金支払日	毎月 日支払い ( 日締め)		
労働・社会保険の適用	イ 労災保険 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )	ロ 雇用保険 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )	
	ハ 健康保険 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )	ニ 厚生年金保険 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )	
本求人票の有効期限	年 月 日		

備考	・マイカー通勤の可否 <input type="checkbox"/> 可 . <input type="checkbox"/> 否
----	--

※求職者を紹介することとなった場合は、本求人票の写しを労働条件明示書として求職者に交付します。



茨木市⇒求職者⇒求人者

紹介日 年 月 日

## 紹介状

園(所)長 様

貴施設から申し込みいただいております求人(求人受付番号【 】 一 号)につきまして、下記の方をご紹介します。

なお、本人同意のもと、求職票写しを添付しますので、参考にしてください。

求職 受付番号	一 号	雇用職種	保育士・幼稚園教諭・給食調理員・栄養士・看護師
		雇用形態	正規 ・ 非正規

ふりがな	
名前	

面接予定日	年 月 日 時から
-------	-----------

※選考結果につきましては、求職者に直接連絡されるのと併せ、

別紙の選考結果通知を用い、FAX 又は 郵送等により速やかに

下記までご連絡ください。

＜お問い合わせ先＞  
茨木市こども育成部保育幼稚園総務課  
〒567-8505  
茨木市駅前三丁目8番13号  
TEL 072-625-7111  
FAX 072-622-9089

コーディネーター ( )



## 求 人 管 理 簿 ( )

求人受付 番号	求人施設(事業所)名 所在地 担当者 連絡先電話番号	受付年月日	有効期限	求人数	勤務形態 (正規) (非正規)	雇用期間	賃金	紹介状況					備考
								紹介年月日	求職 受付 番号	求職者氏名	採用・ 不採用	採用年月日	
			~		正規		時給・日給・月給				採用・不採用		
											採用・不採用		
											採用・不採用		
											採用・不採用		
											採用・不採用		
			~		正規		時給・日給・月給				採用・不採用		
											採用・不採用		
											採用・不採用		
											採用・不採用		
											採用・不採用		
			~		正規		時給・日給・月給				採用・不採用		
											採用・不採用		
											採用・不採用		
											採用・不採用		
											採用・不採用		
			~		正規		時給・日給・月給				採用・不採用		
											採用・不採用		
											採用・不採用		
											採用・不採用		
											採用・不採用		

様式第6号(第7関係)

求 職 管 理 簿 ( )										
求職 受付 番号	求職者氏名 住所 生年月日	勤務形態 (正規) (非正規)	受付年月日	有効年月日	紹介状況				採用年月日	備考
					紹介年月日	求人 受付 番号	施設 (事業者)名	採用・不採用		
		正職		~				採用・不採用		
		非正規						採用・不採用		
	年 月 日							採用・不採用		
		正職		~				採用・不採用		
		非正規						採用・不採用		
	年 月 日							採用・不採用		
		正職		~				採用・不採用		
		非正規						採用・不採用		
	年 月 日							採用・不採用		
		正職		~				採用・不採用		
		非正規						採用・不採用		
	年 月 日							採用・不採用		
		正職		~				採用・不採用		
		非正規						採用・不採用		
	年 月 日							採用・不採用		
		正職		~				採用・不採用		
		非正規						採用・不採用		
	年 月 日							採用・不採用		

